

長久手市行政評価実施要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、効果的かつ効率的な行政運営の推進と行政の透明性を確保することを目的に、長久手市が実施する行政評価に関し必要な事項を定める。

（行政評価の対象事業）

第 2 条 行政評価の対象は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 5 項に定める主要な施策に係る事業（以下「主要事業」という。）を基本とし、行政評価主管課が実施の都度定める。

（行政評価の実施）

第 3 条 行政評価は、次に掲げる評価について毎年度実施するものとする。

- (1) 内部評価（第 4 条に規定する評価）
- (2) 外部評価（第 5 条から第 8 条に規定する評価）

2 内部評価の実施に当たり、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、実施の都度行政評価主管課が定める。

（内部評価の実施）

第 4 条 内部評価は、第 2 条に規定する行政評価の対象事業について、業務担当課が実施する。

2 内部評価は、別表に定める様式を用いて実施し、その他必要な事項は、行政評価主管課が実施の都度定める。

（外部評価の実施）

第 5 条 行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、第三者による外部評価を実施する。

2 外部評価は、長久手市行政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年長久手町条例第 14 号）に規定する長久手市行政改革推進委員（以下「評価委員」という。）、その他市長が必要と認める者をもって実施する。

（外部評価の視点）

第 6 条 外部評価は、次の各号に掲げる視点により評価する。

- (1) 内部評価の検証に関すること。

(2) 事務事業改善に必要な助言等に関する事。

(3) その他本市の行政評価システムに関する事。

(外部評価の対象)

第7条 外部評価の対象は、業務担当課が内部評価を行った事業の中から、評価委員が決定する。

(外部評価結果の報告)

第8条 長久手市行政改革推進委員会会長（以下「会長」という。）は、外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(行政評価結果の公表)

第9条 行政評価の結果は、終了後すみやかに市民に公表するものとする。

(行政評価結果の活用)

第10条 市長は、第8条に規定する報告があったときは、業務担当課にその内容を周知する。

2 業務担当課は、行政評価の結果を予算編成に活用し、事務事業の改善に努める。

3 行政評価の結果は、決算の参考資料として議会に報告する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

その要領は、平成24年 月 日から施行する。